

## 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されています。

令和6年人事院勧告において、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定され、同手当の支給割合が引下げとなった地域が見られます。保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬については、令和7年4月からの見直しは実施せず、見直し方法について議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費や保護施設事務費等については、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して、見直すこととされました。

保育士、幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間給与額が全職種平均と比較して低い状況にあり、多くの施設が人材確保に苦慮する中で、当該見直しにより支給割合が引下げとなった地域においては、さらに人材確保に大きな支障が生じる恐れがあり、利用者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況です。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費及び保護施設事務費等が引き下げられた地方自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
2. 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月19日

枚方市議会議長 田口敬規

### 〈提出先〉

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）